

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令 和 8 年 3 月 4 日

函 館 税 関 長            田 中    透

1. 被許可者の住所及び名称

北海道札幌市西区発寒12条14丁目1076番地5

株式会社ニチレイ・ロジスティクス北海道  
(法人番号：7430001029253)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：小樽税関支署石狩出張所）

株式会社ニチレイ・ロジスティクス北海道 石狩DC 保税蔵置場

北海道石狩市新港西2丁目797番地2

3. 更新した期間

自 令 和 8 年 4 月 1 日

至 令 和 1 4 年 3 月 3 1 日